刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第四十四条各号に規定する現金	法務省	刑事施設の歳入歳出外現金出納官吏
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第二条第三号に規定する給付資金	［略］	［略］
少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第六十四条各号に規定する現金	法務省	少年院の歳入歳出外現金出納官吏
少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第四十五条各号に規定する現金	法務省	少年鑑別所の歳入歳出外現金出納官吏
特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第四十二条第一項及び第二項並びに第四十九条の規定により保管する現金	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年二月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30721	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						
30730	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						
30732	岐阜	公立東濃中部医療センター	1.0451	0.0657	0.0292	0.0000
（略）						
31158	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						
31225	削除	削除	削除	削除	削除	削除
（略）						

改正前

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30721	岐阜	美濃市立美濃病院	1.0451	0.0716	0.0261	0.0000
（略）						
30730	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター東濃厚生病院	1.0451	0.0576	0.0268	0.0000
（略）						
30732	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター土岐市立総合病院	1.0451	0.0894	0.0362	0.0000
（略）						
31158	岡山	金光病院	1.0063	0.0379	0.0032	0.0000
（略）						
31225	徳島	たまき青空病院	1.0063	0.0369	0.0056	0.0000
（略）						